

スピード競技開催規定  
細則：サーキットトライアル競技開催要項

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>1. ～ 2. 【略】</p> <p>3. 開催資格：サーキットトライアルは次のクラブおよび団体のみ開催することができる。ただし、加盟クラブおよび加盟団体については、組織許可申請の添付書類としてオフィシャル体制表およびポスト配置図を提出し、かつ J A F の承認を必要とする。 1) ～ 2) 【略】</p> <p>4. ～ 1 1. 【略】</p> <p>1 2. 施行：<u>2 0 2 5 年 4 月 1 日</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>1. ～ 2. 【略】</p> <p>3. 開催資格：サーキットトライアルは次のクラブおよび団体のみ開催することができる。ただし、加盟クラブおよび加盟団体については、組織許可申請書<sup>書</sup>の添付書類としてオフィシャル体制表およびポスト配置図を提出し、かつ J A F の承認を必要とする。 1) ～ 2) 【略】</p> <p>4. ～ 1 1. 【略】</p> <p>1 2. 施行：<u>2 0 1 7 年 7 月 1 日</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>